

認定こども園城西保育園管理規程（園則）

（事業所の名称等）

第1条 社会福祉法人鮫城親和会が設置する認定こども園（以下「当園」という）の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 認定こども園城西保育園
- （2）所在地 新潟県上越市上中田1 1 3 4 番地7

（目的及び運営方針）

第2条 当園は、特定教育・保育の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「園児」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

2. 当園は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守して運営するものとする。

（提供する特定教育・保育の内容）

第3条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき園児の心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）園長 1名

園長は、園の運営管理全般と職員の指揮監督、並びに職員間の業務調整、教育・保育向上のための技術指導、指導計画・行事計画の作成指導、保健衛生に関する計画策定と指導、給食業務の監督を行う。

又、庶務及び会計事務に従事する。

- （2）主任保育士 2名

主任保育士は、園長を補佐し、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援を行うとともに、教育・保育に従事し、計画の立案、実施、記録及び指導助言に当たる。

- （3）副主任保育士 若干名

副主任保育士は、主任保育士を補佐するとともに、教育・保育計画及び教育・保育課程に基づいて、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう教育・保育を行う。

- (4) 専門リーダー 若干名
専門的リーダーは、専門分野の知識及び技能に基づいて、職員に対して指導及び助言を行うとともに、教育・保育計画及び教育・保育課程に基づいて、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう教育・保育を行う。
- (5) 職務分野別リーダー 若干名
職務分野別リーダーは、担当分野の知識及び技能を高め、その分野のリーダーとして職員に対して指導及び助言を行うとともに、教育・保育計画及び教育・保育課程に基づいて、すべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう教育・保育を行う。
- (6) 保育士 若干名
保育士は、園児の教育・保育業務に従事し、その計画の立案、実施、記録及び保護者との連絡、調整等の業務を行う。
- (7) 事務員 1名
事務員は、庶務及び会計事務に従事し、園の運営管理に必要な事務処理、契約事務、経理事務に従事する。
- (8) 栄養士 1名（委託）
栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、アレルギー食に係る献立を作成するとともに、当園の食育を行う。
- (9) 調理員 若干名（委託）
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動をする。
- (10) 園士 1名
保育園士は、園全体の用務に関する業務に従事すると共に、教育・保育業務の補助をする。
- (11) 嘱託医 2名（内科医・歯科医）
園児の健康診断、園児並びに職員の健康相談、園の衛生管理に関する助言指導をする。
- (12) その他園長が必要とする職員

(学期)

第5条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月1日 から 8月31日まで
(2) 第2学期 9月1日 から 12月31日まで
(3) 第3学期 1月1日 から 3月31日まで

(特定教育・保育の提供を行う日並びに行わない日)

第6条 当園は、原則として日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び年末年始の休日を除き、開園するものとする。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第7条 当園の特定教育・保育を提供する時間は、原則8時間とし、開所時間は次のとおりとする。

(1) 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金曜日 7時00分から19時00分までとする。

土曜日 7時00分から18時30分までとする。

(2) 教育標準時間（1号認定）

8時30分から16時30分までの範囲内で、教育標準時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間。

なお、7時00分から8時30分まで及び16時30分から19時00分（土曜日は18時30分）までの範囲内で預かり保育を行う。

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間（2・3号認定）

7時00分から18時00分までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者（以下「保護者」という。）が保育を必要とする時間。

なお、7時00分から18時00分までの範囲外の時間帯において、やむを得ない事情により保育を必要とする場合は、18時00分～19時00分（土曜日は18時30分）までの範囲内で延長保育を行う。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（2・3号認定）

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間。

なお、8時30分から16時30分までの範囲外の時間帯において、やむを得ない事情により保育を必要とする場合は、7時00分から8時30分まで及び16時30分から19時00分（土曜日は18時30分）までの範囲内で延長保育を行う。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園は、園児の居住する市町村が定める額の利用者負担額を保護者から徴収する。

2. 当園は、特定教育・保育において提供する便宜に要する費用として別紙1に定

める額を保護者から徴収する。

3. 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、特定教育・保育において提供する便宜に要する費用として別紙2に定める額を保護者から徴収する。
4. 前項に定めるもののほかに、保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、用途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得たうえで徴収する。

(利用定員)

第9条 利用定員は次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児 (満3歳児)	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	2人	3人	1人	2人	8人
2・3号	6人	6人	9人	5人	8人	8人	42人
計	6人	6人	11人	8人	9人	10人	50人

(利用申し込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第10条 当園は、教育標準時間(1号)認定子どもの保護者から利用の申し込みを受けた時は、正当な理由がなければ、それを拒まない。

2. 利用の申し込みに係る教育標準時間(1号)認定子どもの数及び現に利用してる教育標準時間認定子どもの数の総数が利用定員の総数を超える場合は、申し込みを受けた順序により決定する方法で選考する。
3. 2号認定及び3号認定のこどもの利用については、市町村が行った利用調整により、当園の利用が決定され、かつ、保育の実施について市町村から保育の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第11条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、園児の保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2. 当園の園児が次のいずれかに該当する場合は、保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 園児に係る教育・保育給付認定の効力が失われたとき。
 - (2) 保護者から当園の利用について取消しの申し出があったとき。
 - (3) 市が当園の利用継続について不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

3. 利用期間の途中で、退園・転園を希望する保護者は、速やかに当園に退園・転園届を提出するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 当園は、特定教育・保育の提供時に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は医療機関に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

2. 次に掲げる防災設備について、常に使用できるよう整備しておくこと。

- (1) 消火器、防火用水等の消火設備
- (2) 非常口等の避難設備
- (3) 火災報知器等の警報設備

3. 消火、避難及び救出に対する訓練は、月1回以上行うこと。

(虐待の防止のための措置)

- 第14条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修を実施するとともに、虐待の懸念について報知があった場合の調査体制や責任者の設置など必要な措置を講じるものとする。

2. 当園は、園児に対する虐待のあること、またはその懸念が看取された場合、関係機関と連携を図るものとする。

(帳簿の整理)

- 第15条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次の帳簿を整理し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の実提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市への通知に係る提供の記録
- (4) 保護者からの苦情の内容の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(健康管理)

- 第16条 園児の健康管理について次の項目を実施しなければならない。

- (1) 園児の健康診断は、毎年定期的に2回以上行うこと。

- (2) 園児が疾病にかかった場合は、その療養のため適切な措置を講ずるとともに必要に応じて医務室に収容するものとする。
- (3) 園児の疾病・傷病等で急を要するときは、保護者と連絡を取り、医療機関に搬送し、手当を受けさせる。
- (4) 職員の健康診断は年1回以上行うこと。

(衛生管理)

第17条 園児の衛生管理について、次の事項を実施しなければならない。

- (1) 園児の被服及び寝具を常に清潔に保つこと。
- (2) 居室、遊戯室、トイレ、その他常時使用する場所は、毎日清掃し、定期的に消毒すること。
- (3) 園児が感染症に罹患した場合、又はそのおそれがあると医師が診断した場合は、医師の定める期間休園させること。

(保護者との連絡)

第18条 園長は、次の事項に当たっては、保護者との密接な連絡を取り、理解と協力を得るように努めなければならない。

- (1) 園児の登園、降園時における健康状態
- (2) 欠席者に対してその理由
- (3) 家庭事情の変動
- (4) 家庭保育の状況

(平等の原則)

第19条 当園は、園児及びその保護者の国籍、信条、性別、社会的身分、障害の有無、並びに保育料の負担の有無及び額、その他の理由により差別的取り扱いをしない。

(苦情処理)

第20条 当園は、自ら提供した事業に対する園児又は保護者からの苦情に、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 当園は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を洩らさないよう努めるとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は園長が定める。

(改正)

第23条 この規程を改正、廃止するときは、理事会の決議を経るものとする。ただし、誤字修正、追記漏れ等による軽微な修正の場合はこの限りではない。

附則

この規程は、平成11年4月1日から実施する。

この規程は、平成22年12月1日から改訂実施する。

この規程は、平成29年4月1日から改訂実施する。

この規程は、令和2年4月1日から改訂実施する。

この規程は、令和3年4月1日から改訂実施する。

この規程は、令和4年4月1日から改訂実施する。

この規程は、令和5年4月1日から改訂実施する。

この規程は、令和6年4月1日から改訂実施する。